

## 地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいいます。

**地方道路譲与税** 国は揮発油に対して揮発油税と地方道路税を課税していますが、地方団体が行う道路事業の財源に充てるため、地方道路税は地方道路譲与税として地方団体に譲与されることになっており、総額の58%が都道府県及び指定都市に、残り42%が一般市町村に対し、それぞれ道路の面積及び延長であん分して譲与されます。本年度の本県への譲与額は、22億5,100万円を見込んでいます。

**石油ガス譲与税** 国は自動車燃料として広く使用されるようになった液化石油ガス（LPG）に対して石油ガス税を課税していますが、その収入の半分に相当する額が道路事業の財源として地方道路譲与税と同様の基準にあん分して、都道府県及び指定都市に譲与されます。本年度の本県への譲与額は、1億6,500万円を見込んでいます。

**航空機燃料譲与税** 国は、航空機燃料に対して航空機燃料税を課税していますが、その収入の13分の2に相当する額が航空機騒音障害の防止、空港周辺地域の環境整備等の財源として地方団体に譲与されることになっており、5分の1が空港関係都道府県に、残り5分の4が空港関係市町村に対し、それぞれ着陸料の収入額及び騒音が特に著しい地区内の世帯数であん分して譲与されます。本年度の本県への譲与額は、1,600万円を見込んでいます。

**所得譲与税** 国庫補助負担金の一部が廃止・縮減される中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、税源移譲されることとなりましたが、本格的な税源移譲がなされるまでの間の暫定措置として、所得税の税収の一部を地方へ譲与する所得譲与税が平成16年度に創設されました。

所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が実施されたので、平成18年度をもって廃止されました。